

神戸市立中央図書館所蔵

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 (一)

——一八七一年九月より一八七二年一月までの記録——

岩 村 等

凡 例

一 本訳は、神戸市立中央図書館に所蔵されている英國領事館文書のなかの領事裁判の記録（一八七一年九月二十九日より一八七二年一月二十六日まで）の全訳である。

一 原本は、Letter Book と標題をつけられている部厚い一冊の本である。頁数は五〇四頁である。原文は英文の筆記体でインクで手書されており、解説に際しては困難を伴った。

一 本資料の原本の、神戸市立中央図書館における請求番号は〇〇〇三——一九一である。

一 訳出に際してはできるだけ原文に忠実に逐語訳を心掛けたが、文意の疎通を促すために訳者の側で必要最少限の語を補った。

一 人名は、基本的に英文表示のままて表記した。

一 裁判記録のひとまとまりごとに、洋数字の整理番号と当事者名を記した標題を付した。

一 注は訳文の最後に一括して付した。

一 訳文の下の欄外に、() を付して原文の頁数を表示した。

(1) F. H. Landers vs H. Penu (1)

No 14 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年九月二十九日

女王陛下の副領事にして領事代理の J. J. Enslie 様の前(1)

F. H. Landers

vs

H. Penu

委任状に基づき業務をなしうる正当な代理人

F. H. Landers は正式に宣誓した。一八七〇年四月一日に私は Penu 氏から Schmidt Spain 社の請求を防御し、かつ反訴に勝つように尽力すべしとの指示を受けた。被告に対する請求は、五一、五八ドルと一〇〇両であった(文書表示 A)。反訴は一〇〇〇ドルであった(文書表示 B)。この反訴は私に手渡されたが、不正確であったので私は正確な計算をしなければならなかった(文書表示 C)。私は Schmidt Spain 社に対し、正確な計算書を同封して手紙を送った。Penu 氏は一〇〇〇ドルを失うかどうかについては関心がないが、Schmidt Spain 社が勝つことは許す事が出来ないと言った。事件を私に委ねるとして二〇〇ドルで十分かと Penu 氏は私に尋ねた。私はこれに

(2)

同意した。そこで Penu 氏は直ちに大阪に同行するように依頼したので、四月二日に大阪に行った。私は六日まで大阪に滞在したが、そのうちの一日は Jutei の家で、残りは Penu 氏の家で過ごした。それから今日まで私は数回にわたって Schmidt Spain 社に赴き、そこで彼らとともに計算書を十分に検討した。九日に再び私は大阪へ行き、会見を持ち、三日間 Jutei の家で宿泊した。一九日には再度 Penu 氏に会うために大阪へ行き、事件を仲裁にかけようとして Schmidt Spain 社に手紙を書いた。Fricke 氏に会って、ついに私は事件を仲裁に付することにした。仲裁人はその時に任命された。私は Jutei のところに滞在したけれども、勘定は六八、七五ドルになっていた。四時から六時の間に私は船に乗ることができなかったのでもう一日 Jutei のところにとどまることになり六ドルを費した。大阪における一日間のうち、七日は私自身の費用により、四日(3)は Penu 氏の家に滞在した。このうち私は仲裁証書契約を作成し、両方の領事館に登録した(文書表示 D)。私が手数料を支払ったことを覚えてる。私の職務権限書を提出する(文書表示 E)。五月二日に Penu 氏は神戸にやってきて、私は氏の証拠を書き取った。そして彼と長時間相談した。そののち Penu 氏はかつて乗り組んでいた船の同僚を連れてきたので、

私はこの同僚の証言を書き取った。また一人の日本人の少年の証言をも書き取った。そこで日程の調整をするために二人の仲裁人である Evers と Mackenzie に私は会いに行った。さらにまたも Penu 氏の同僚であった Williams を面接し、彼の航海日誌を私は熟読しなければならなかった。そのうち私は訴訟事件摘要書を作成した。審問は五月二十七日と決まったが、ちょうどそのときひどい熱病と悪寒の発作から回復しつづつあったので、Penu 氏に対して私は審問には出席できないと伝えた。さらに Penu 氏に審問を延期するように依頼した。そこで Penu 氏は医師のところへ行だったが、医師は私の外出には反対したのと、同氏は椅子駕籠を呼んできた。それから我々は Evers 氏のところへ行った。永い間待たされたが、仲裁人の一人が三時半まで出現しなかったので、審問は翌日に延期された。翌日に至って審問はさらに六月四日まで延期となった。六月四日になつて私は出席して事件について陳述し、また証人尋問を行った。裁定額はそのときその場所では与えられなかった。別の日に答弁書を見て初めていくらの金額が取戻されたかを私は知った。それ以後現在に至るまで私は Penu 氏に会ったことがない。被告に対して私は度々手紙を書いたけれども(文書表示 F)、返事は五月一八日付(文書表示 G)と七月一八日付(文

書表示 H) のものがきただけである。このときから数回にわたり Penu 氏に対して手紙を書いたが(文書表示 I)、少しも顧みられなかったので、私は訴訟を開始せざるを得なかったのである。立替えた手数料の合計は、二〇〇ドルであった。すでに支払済のものは一〇〇ドルである。

被告は原告を反対尋問するのを辞退した。

裁判所による尋問。一八日付の手紙(文書表示 Q)が来る前に、Penu 氏は神戸に来ており、大阪へ戻るときに金をすべて(4)送ると約束した。

署名 F. H. Landers

これで原告の陳述を終了する。

火曜日午後一時まで休廷となった。

兵庫 一八七一年一〇月三日

女王陛下下の副領事にして領事代理の J. J. Enslie 様の前へ

先月二九日の公開の法廷において原告と被告の双方の出廷のもとで、この事件の継続審理は今日三月三日午後一時まで休廷されるという正当な注意が与えられたのに反して、そして裁判所指定の日時に被告が出廷せず、前もって裁判所に対して再延期の

料 申請をなすこともしなかったがゆえに、訴訟は被告不在のまま進められ、それゆえ判決は請求認容、訴訟費用は被告の負担とするとなった。

資

署名 J. J. Ensle

女王陛下の副領事にして領事代理兼

裁判官

兵庫大阪英国領事館の印

(2) Thomsen 対 Worek vs E. Fischer 社

№ 9 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年九月二九日

女王陛下の副領事にして領事代理の J. J. Ensle 様の前へ

Thomsen 対 Worek

vs

E. Fischer 社

仕事の給与は五六ドル

原告訴訟代理人 S. Thomsen

被告訴訟代理人 E. Fischer

被告は相殺を主張した。

(5)

S. Thomsen は正式に宣誓した。六月一日に Fischer 氏は私を呼んでいくらぐらいで貨物の陸揚げのためにポートを提供するかと尋ねた。このうち Engelbert 号に積んである糞化石を陸揚げするためにポートを提供する契約を私は Fischer 氏と締結した。私が請負った仕事に対して Fischer 氏は五六ドルを支払うと申し出た。ポートを出発させようとしたときに、貨物の目方を量るために二人の使用人を Fischer 氏は私のもとへよこした。彼はまた天秤一台も送ってきた。積荷で一杯になるとポートは Fischer 氏の使用人によって命ぜられた場所へ運ばれた。ポートに積み込まれた貨物の総量については私はつねに知らされなかった。Fischer 氏の使用人たちがポートから積荷をおろした。これは積荷の陸揚げが終了した二七日に至るまで変わることがなかった。二八日の午前中に Fischer 氏は請求書を持って行った。積荷について私に話をしたいことがあるので翌日くるように Fischer は私に依頼した。翌日 Fischer 氏のところへ行くと、ポートからいくつかの荷物が盗まれていると言い、その上運上所に行ってくれないかと頼まれた。私には責任はないが出来ることならなんでもすると彼に言った。それから私は運上所へ赴いた。運上所は私の船頭たちを調べたけれども、彼らは積荷を船からおろしたわけではないので何も知ら(6)

ないと答えた。窃盜についての無罪の証拠を提出することができると運上所において私は質問されたけれども、荷物の数についてはなにも知らないと言った。二週間のちに再び運上所には出かけたけれども、無罪の証拠を提出しないかぎり運上所では私のために何もすることができないと言われた。運上所から戻って Fischer 氏に運上所での話を告げて、私は彼に代金を請求した。しかし積荷についての情報を見つげ出すまでは私に金を支払うつもりはないと、Fischer 氏は言った。もはやこれ以上待つことはできなかつたので、領事に事件を私は報告したのである。船荷証券および積荷についてのその他の書類は私の手に渡されたことはなく、Fischer 氏の使用人に渡されていたのである。私はボートを提供した代金として、五六ドルを受け取るだけだつた。

被告による反対尋問。私が開業したときにあなたの事務所につき、日本人と同じ料金で積荷の陸揚げを請負ってもいいと言つた。日本人の慣習を私は知らなかつた。あなたが同一の慣習をその際はほめかしたかどうか私には記憶がない。最初のボートについての積荷のメモを Fischer 氏の使用人が作成したときに、たしかに私は最初の二隻のボートには乗つていた。けれども第二のボートの積荷のメモを Fischer 氏の使用人がとるとこ

ろは、私は全くみなかつた。釘用の鉄を陸揚する際には、料金を決めるために目方を尋ねた。けれども釘用の鉄の陸揚の場合には、一括して金額を支払ってもらふことを契約の条件として私は要求したのであつた。だからもし計算などのために使用人を船とともにあなたが送つてきたのであれば、私には責任はない。私のすべての使用人たちは、三日前に給料を支払つて解雇した一人を除き、運上所で尋問を受けた。積荷の陸揚のために私はボートを送つただけである。船荷証券が私の手に渡されて責任があるということであるならば、別の料金を請求したい。

裁判所による尋問。ボートの料金を決める前に、私は釘用の鉄の目方を尋ねた。いくつの場合においては船荷証券を預つたことがあるけれども、その際には積荷についての責任が私に生じるので別の料金を私は請求することになっている。後者の場合にはひとまとまりの金額を請求するのではなく、一トンにつき五〇セントの料金を請求するのである。Fischer 氏のために船荷証券のもとで貨物を陸揚したことはなかつた。二度私は Fischer 氏に雇われた。この二回ともに Fischer 氏の使用人が貨物を管理した。種々料金が變つてゐる点について Fischer 氏は私に尋ねることはなかつた。氏はボートに天秤と使用人を派遣したいと言つたのであつた。

署名 Thomsen v Work

これで原告のための陳述を終える。

E. Fischer は正式に宣誓した。料金をいくら請求すべきかを知るために釘用の鉄の目方を問い合せたと原告は言明した。Pride of Thames 号の船内には二〇〇〇束の鉄があるとノート

の書き出しにおいて原告はのべている。このことは原告が鉄の量を知っていたことを証明するものである。日本人と同じやり方で陸揚することを請負ったのであれば、日本人と同じく原告には責任がある。私が Thomsen に代金の支払を拒否している理由は、ひとつの会社が仕事上日本人と同様の信用でもって外国人を雇うことが可能であるかどうかということ確かめたいからである。Thomsen の言葉からは彼は日本人と同じ責任を引き受けると私は解した。ボートのノートは船員に渡され、それから上陸の際に船頭によって私の使用人に渡されたのである。(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (570) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (710) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (720) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (730) (731) (732) (733) (734) (735) (736) (737) (738) (739) (740) (741) (742) (743) (744) (745) (746) (747) (748) (749) (750) (751) (752) (753) (754) (755) (756) (757) (758) (759) (760) (761) (762) (763) (764) (765) (766) (767) (768) (769) (770) (771) (772) (773) (774) (775) (776) (777) (778) (779) (780) (781) (782) (783) (784) (785) (786) (787) (788) (789) (790) (791) (792) (793) (794) (795) (796) (797) (798) (799) (800) (801) (802) (803) (804) (805) (806) (807) (808) (809) (810) (811) (812) (813) (814) (815) (816) (817) (818) (819) (820) (821) (822) (823) (824) (825) (826) (827) (828) (829) (830) (831) (832) (833) (834) (835) (836) (837) (838) (839) (840) (841) (842) (843) (844) (845) (846) (847) (848) (849) (850) (851) (852) (853) (854) (855) (856) (857) (858) (859) (860) (861) (862) (863) (864) (865) (866) (867) (868) (869) (870) (871) (872) (873) (874) (875) (876) (877) (878) (879) (880) (881) (882) (883) (884) (885) (886) (887) (888) (889) (890) (891) (892) (893) (894) (895) (896) (897) (898) (899) (900) (901) (902) (903) (904) (905) (906) (907) (908) (909) (910) (911) (912) (913) (914) (915) (916) (917) (918) (919) (920) (921) (922) (923) (924) (925) (926) (927) (928) (929) (930) (931) (932) (933) (934) (935) (936) (937) (938) (939) (940) (941) (942) (943) (944) (945) (946) (947) (948) (949) (950) (951) (952) (953) (954) (955) (956) (957) (958) (959) (960) (961) (962) (963) (964) (965) (966) (967) (968) (969) (970) (971) (972) (973) (974) (975) (976) (977) (978) (979) (980) (981) (982) (983) (984) (985) (986) (987) (988) (989) (990) (991) (992) (993) (994) (995) (996) (997) (998) (999) (1000)

被告は証人の反対尋問を辞退した。

裁判所による尋問。積荷が陸揚されているときに二、三人の使用人を派遣した。使用人には船からボートに積荷が移される

際に、積荷の目方を量るように私は命令した。積荷を受け取り(8)ボートから倉庫へ運ぶために、一人の外国人が彼のボートで陸揚を請け負うということを使用人に知らせた。使用人にボート上で積荷に付き添えとは指示したことはない。前に与えた指示は現在のものでよく似ている。ある場合には、一晚中そのままにしておかねばならないボートの積荷の世話を原告の使用人がしていたと聞いている。本船から陸まで私の使用人がボートに同行したかどうかは知らない。

署名 E. Fischer

Takichi は、E. Fischer 社の番頭である。真実を語るように警告された。いちいちボートの積荷の総量のノートを船頭達に私は渡した。

裁判所による尋問。だれも積荷とともに上陸しなかった。

陸揚の際にノートは我が社の使用人の一人に手渡された。

Shindo は、E. Fischer 社の番頭である。真実を語るように警告された。積荷の陸揚の際に私は船頭から積荷のノートを受け取った。

Takichi が再度呼ばれた。私はノートを渡した。数ビクルの貨物が紛失しているのを見つけたので、その旨を Thomsen に告げたが、彼はそういうことはあるはずがないと答えた。私は

再度数ビクルが紛失しているとはっきりいった。それから私の主人にこのことを通知した。

E. Fischer が再び呼ばれた。私は船頭たちが目方を量る現場にいたかどうかは知らない。私の使用人たちはボートから糞化石をおろした。夕方になって積荷に不足があることを私は発見した。積荷が陸揚されてしまつてから一日か二日たたぬうちに(9)貨物の不足について Thomsen に告げた。

Shindso が再び呼ばれた。Takichi の計算書とノートを照合したのちノートを引き裂いた。貨物を受け取つたのちにいかなる受領書も船頭には与えなかつた。ただ単によろしいと船頭にいっただけであつた。六四梱の不足である。目方ではなく梱の数についての受領書を船頭に与えた。我々の指図に従い苦力たちはボートから貨物を陸揚した。ボートから梱を運び出して倉庫に入れ、船頭たちが渡した受け取りと倉庫の中の数が一致していることを確認してから、船頭たちによろしいと告げた。

事実認定

被告は積荷ボートを提供した者の責任を立証できなかったの
で、裁判所は

判決

を原告の請求認容、訴訟費用三ドルは被告の負担とするとの

判決を与える。

署名 James J. Enslie

兵庫大阪英国領事館の印

(3) 長尾茂平その他 vs J.H. Wignall

再審

民事 No 6

日本政府の依頼による

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一〇月四日

長尾茂平その他 vs J.H. Wignall

汽船のエンジン等の引渡し遅延による契約違反。これによつて一〇月一三日より四月二六日に至るまでの一週につき二五ドルの割合で七八五ドルの割引をもち、手動式ポンプに対する四四ドルとともに被告に支払われるべき四〇ドルを差引残高とする。

J.J. Enslie 様の前で

Saito Riukichi

Sudzuki

日本政府訴訟代理人

Cruchley氏は被告の訴訟代理人であり、原告の請求を拒否し、

同時に七月二日より一日につき二二ドルの相殺を提起した。

Cruchley氏は、最初の審問で引き出された証言は記録に留められていると理解すべきだと裁判所に要請し、これについて

いくつかの説明があつて、Sato氏は追加の証言を提出する権利を留保して、この件につき同意した。

裁判所は右の合意を承認した。

Murooske Saburo は神戸の商人である。真実を語るように警告された。私は七月一二日に、六〇日の履行期間で契約を結

んだが、五〇日になつてもエンジンの引渡が履行されなかつた。私は茂平と共に Wignall に会つて残り一〇日の間にどのようなにしてエンジンを完成させることができるのかと質問した。Wignall氏はそれは困難であり、四〇日を要すると答えた。そこで罰金を強調した新しい契約を締結した(九月三日)。

第二の契約で定められた期間の終わりに汽罐だけが完成した。(1) 船は建造されて用意が整っていたけれども、エンジンの用意が整っていなかった。船が当地へ曳航されたのがいつかははっきりしないけれども、九月一七日か一八日頃であつたと思う。船の到着後もエンジンの用意は整わなかつた。エンジンは四月二六日に準備が整い船に設置さ

れた。その日我々は試験航海を行ったが、エンジンの調子が全然よくないことを発見した。四月二八日に再度エンジンの調子を見るために、我々は午前四時にエンジンに点火したが、監視人によって中止させられエンジンの一部は運び去られた。Wignallの召使がやってきて、残金の支払いについてほめかした。このことについては長尾が兵庫に行っているから、彼が戻つてから支払うので心配すると言つた。翌日の午前七時に八四ドルを我々は Wignall にもつていったが、彼は金の受け取りを拒否した。五月三日に船を入手することが出来ない旨の請願を運上所に対して行つた。

被告は証人の尋問を辞退した。

裁判所による尋問。エンジンの調子は非常によいので再度試験はしないと Wignall は前もつて言明していたから、二八日の朝エンジンに点火し試験をするについては私は彼の許可を求めなかつた。外輪船について、以前の契約を Wignall と結んだ。けれどもこの外輪船で秘密裡に私が阿波へ行ったことはない。

署名 山田祐三郎

午後一時半まで閉廷。

午後一時四五分からの開廷に際し、日本人証人のひとり病

気のため、再々裁判は閉廷された。

署名 James J. Enslie

(4) 中村正兵衛 vs Lucas & Waters (1)

民事 № 24

女王陛下下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一〇月五日

女王陛下下の副領事にして領事代理の J.J. Enslie 様の前へ

中村正兵衛

vs

Lucas & Waters

一四九½ピクルにおよぶ砂糖の引渡不足

中村正兵衛は神戸の商人である。一、二〇〇〇〇カティの砂糖が Lucas & Waters の倉庫に對州の役人によって預けられており、これを元に一〇〇〇〇ドルが對州に貸付けられていた。もし私が Lucas & Waters 社に一〇〇〇〇ドルを持っていけば、對州が私に売却した砂糖を受け取ることができると對州から知らされた。このことについて Lucas & Waters 社は知らされて、金の受け取りとともに砂糖を引渡すことに同意したのであった。三月一八日まで利息は對州によって支払われていたもので、現在は私が支払わねばならない。一九日に五〇〇〇ドルを

(13)

持参して砂糖の半分の引渡を依頼した。しかし全部の金額を持参しなければ砂糖を引渡すことはできないと言われた。二六日に金額の金を持参し、七五ピクルを取り除いた砂糖を受け取った。これは一ヶ月の利息六〇〇ドルの分だと言われた。日付の違いによる八日分の利息は控除されるべきであると考えており、砂糖全量(二四〇〇〇〇カティ)に對する一月分の利息は支払うことが出来ないと私は言った。四月の終わりまでに Lucas 氏に會つて、二〇〇〇〇ドルに對する利息は支払うことはできないと言つて、彼に三〇〇ドルを差引くように頼んだ。その後 Lucas 氏は神戸を離れたので五月の末に彼が帰つてきてから利息の件について話し合つた。その際一梱につき四カティの割合で風袋を控除するように依頼した。しかし一梱につき二カティ以上控除するつもりはないと Lucas 氏は述べた。もうひとつ別の二二〇〇〇カティが売却されるまで待つように、そのときには風袋は両方について同じく計算されるだろうと Kuhnert に言われた。風袋は最終的には二カティと確定したけれども、對州から総額を受け取るまでは風袋について清算しないと Lucas 氏は言った。そこでついに日本政府に私は訴えることになった。

被告による尋問。Lucas 氏のみではこの件の解決は無理であ

料り、同氏を介して対州に照会しなければならぬと Lucas 氏に言われた。そして Lucas 氏と対州の役人によって風袋は二 $\frac{3}{4}$ カティと決定したと私は告げられたのである。銀行による一〇〇〇〇ドルの貸付があったことについては知らなかった。

砂糖は対州のものであるからこの件は Lucas 氏の仕事ではなく、対州の仕事であるとしはば Lucas 氏に言われた。

裁判所による尋問。砂糖を私に引渡すように対州の役人は Lucas 氏に指示を与えた。砂糖一〇〇カティにつき八両三 $\frac{3}{4}$ 分すなわち一〇〇〇〇ドルを六〇〇〇ドルほど超過して対州に支払った。対州とは風袋について取決めたわけではなく、砂糖の買入れ後に風袋の件を決定するように手筈を整えたのであった。それ以来風袋の件について対州に少しも言うことはなかった。対州の役人と Lucas 氏を訪問し、そして Lucas 氏が私に一二〇〇〇カティを引渡すことに同意すると聞いていたので、私は対州と風袋について決定しなかったのである。私は一四一七五日本カティを要求する。一梱につき三イギリスカティの割合である。受け取った梱の総数は一一七五梱である。

神戸仲千院

署名 中村正兵衛

以前に三四一四梱の砂糖を Yoshida Jindso から買い入れぬ

た。この砂糖は Lucas によって Yoshida に売却されたものである。Yoshida は岩崎藩⁽⁸⁾の役人である。この砂糖の目方は三四二六〇〇カティであった。私が計ったところ風袋は一〇二四二イギリス斗⁽⁹⁾であった。一梱につき三イギリス斗である。

署名 中村屋正兵衛

これで原告のための陳述を終える。

Lucas 氏は正式に宣誓した。この訴訟において問題となっている砂糖の一部は対州商會に、一部は岩崎商會に、我々によって売却されたものである。このうち岩崎の役人が買入れた砂糖の中から三四二六ピクルを中村に売ったのだと私は考えている。

この岩崎の砂糖と引換えに O.B.C. ⁽¹⁰⁾ によって岩崎藩に前貸しがなされており、その結果我々は岩崎の持分とほぼ同量の砂糖を O.B.C. の指示により中村に引渡した。我々が対州に売った砂糖は二月六日に二〇〇〇〇ドルの貸付に対する担保として香港上海銀行に差入れられ、約束手形は五月七日に満期となった。これに対する担保が二四〇〇ピクルである。以上のようなやりゆきのうちに中村は我々の事務所を訪問した。そして対州の役人がその所有する砂糖の一部を中村に売りがっているのです。我々の倉庫に件の砂糖が保管されているかどうかということも中村は尋ねたのである。我々はあると答えた。さらに対州の命

令ならびに運び去るべき砂糖の価値に相当する金を中村が我々に持参するならば、砂糖を取得するうえで何んらの困難も生じないと彼に答えた。対州からの命令はきたのであるから、そのとき中村が金を持参したならば砂糖を取得することができたのである。しかしながら日本月の一九日に、すなわち対州の香港上海銀行に対する約束手形が満期を迎えた翌日に中村は金を持参したのであった。中村が砂糖を取得するためには全額の金を持参する必要があると我々は銀行の指示によって彼に伝えた。三月二十六日に別途五〇〇〇ドルを中村は持参した。この場合の銀行の指示は手形の支払い期限が超過しているので、利息に十分相当する砂糖一二〇〇袋を差引いて引渡すべしということであった。原告が本訴訟において問題としている不足分は、倉庫保管中に生じる通常の損失である(文書表示A)。一定の期間内に金を持参するならば砂糖を引渡すと我々が約束したと中村自身は言明しているが、この言明によるならば中村氏には我々は負債がないのであると申し上げたい。期限内に金を持参することとはしなかったと中村氏は自白している。この件についてなんらかの責任というものがあるとすれば、我々から実際に砂糖を買入れた人に対して我々は責任を負わなければならないのであって、中村氏に対してではないということを言いたい。

裁判所による尋問。担保として香港上海銀行に倉庫為替を与えた。重量の損失については我々は責任を負わない。砂糖の総量についての責任は対州にあるけれども、このうちの半分は他に売却されたのであるから、砂糖の総量が処分されるまでの利息と損失についてのみ対州に責任がある。

日本政府は Lucas 氏の反対尋問を辞退した。

署名 H. Lucas

証拠によれば、対州から中村に売却された砂糖については、支払い期限の過ぎた金員に対して利息は支払われるべきである。裁判所の意見によれば、重量の損失の責任については、本訴訟において被告にありと判決しえない事柄であり、むしろ原告は対州を訴えることができるのである。

判 決

それゆえ、利息として支払われるべきであって原告によって承認された三〇〇ドルを、原告は被告に手渡すべし、ならびに中村に売却された砂糖に加えるに七五袋をなお被告は原告に引渡すべしと裁判所は判決する。

我々は同意する。

署名 James J. Enslie

署名 H.S.J. Browne

署名 Ed. Fischer) 陪席判事

(5) F. H. Landers vs H. Penn (11)

No 14 民事

再審問

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一〇月一日

女王陛下の副領事にして領事代理の J. J. Enslie 様の前で

F. H. Landers

vs

H. Penn

委任状に基づき業務をなしうる正当な代理人

当事者双方の同意と裁判所の同意によって九月二十九日の審問における証言は証拠として認められた。

原告。最初の審問において Penn 氏の欠席によって訴訟を延期してほしい旨の希望を表明したのであって、なんらかの不当な利益を得ようと思ったわけではないということを経験所に思ひ出させたいと原告は要請した。

F. H. Landers は正式に宣誓した。(前回の証言が朗読された) (文書表示 J) 業務の覚書が提出された。八月二十九日にこ

(18)

の覚書を手紙に同封して Penn 氏宛に送った(文書表示 K)。この問題に関係する事項が正式に記載されている現金出納帳と元帳を私は提出した。八月二十六日付の被告への手紙(文書表示 L)。

被告は原告を反対尋問するのを辞退した。

署名 F. H. Landers

これで原告の陳述を終了する。

H. Penn は正式に宣誓した。一八七〇年四月、神戸に来訪するや Tabor 氏のところへ赴き Spain 氏と私の間のもめごとについてすべてを話した。その上でどうしたらよいかと彼に質問した。その時まで面識のなかった原告に問合せてはどうかと Tabor 氏は私に勧めた。昼食時に全体の金額を持ってきたものにはだれであろうと二〇〇ドルを与えたいという旨を私は言明した。そのうち Landers 氏のところへ行くと、汽船の報告書にざっと目を通して、誤りがあればそれを指摘したいと同氏は言った。Landers 氏には大阪に来るかあるいは手紙を書くように命じた。二、三日してから大阪へ Landers 氏はやってき(19)て、彼が指摘するところではわずかな差異があると私に話した。たとえ彼が金をとってこないとしても二〇〇ドルを与えるとは私は彼に約束しなかった。この件についての望みを Lan-

ders 氏は私に十分に与えたから、前金として一〇〇ドルを私は彼に与えた。W. Bedwell は領収書に署名をした。七月に Ord 氏に六二両を与えた (文書表示 M)。総額を Landers 氏が受け取ったと通知された。幾人かに支払いを済ませるために私は神戸にやってきたが、ゆっくりしていることはできなかった。Ord 氏に金を与えて、Ord 氏が持っているだけの金を Landers 氏に与えその領収書をとるように命じた。計六一ドル五〇セントになる二枚の請求書は、六二両を与えるまえに支払われたものである。Landers 氏は家に滞在することができず、自由を使用しうる馬を二頭もっているので旅行費用についていかなる約束も私はしなかった。委任状なしでは行動できないと Landers 氏は言ったから、私は与えたけれどもすべてを委せたとは思わなかった。Landers 氏の手紙に返事をしなかった理由は、彼が事件の処理上注意を欠き、まったく理由もなく二度、三度と私をがっかりさせたことにある。旅行費用として五〇ドルを、使者のために二ドルを私に請求した。この金を支払う義務はないと私は断言する。文書表示 N を提出した (Landers 氏から被告人の、一八七一年八月二日付の手紙)。

原告に対して。全額を取り戻してきたものには二〇〇ドルを与えるとは私は言明した。私が訴訟に勝てないとあなたが言うの

を、私の知る限りでは聞かなかった。そのような希望を私に抱かせたから、あなたに一〇〇ドルを前払いしたのである。あなたが二〇〇ドルを貸してほしいと依頼したときに、二〇〇ドルを与えることができなくて私は残念に思った (文書表示 G)。必要に応じて大阪へ何度でもやってきて、旅行費用を惜しむなと言った覚えはない。一、二度必要もないのに私を呼びにあなたをよこした。どの場合であったかははっきり言えないけれども、あなたは十分な前金を受け取っていると考えたので、料金の覚書について反対しなかったし返事もしなかった。ビールは受け取ったけれども代金をあなたに送った。ビールの請求書に対していつだれに支払われたかは知らないが、請求書の存在は知っている。

裁判所による尋問。六二両は裁判のために Landers 氏に支払われた。請求書は造幣局で私によって日本人に支払われた。Landers 氏に支払われるべき業務についての金額について、私はいかなる取り決めその他を彼とはなしてはいない。裁定によって受け取った金額は三六三ドル五セントであった。裁定額を受け取ってからその間をおかずに、私は一度 Landers 氏に会って話をしたけれども、その場では私は裁定額についてはふれなかった。文書表示 G は金銭についての言葉による連絡の結

料 果であったと私は考える。土地売買のために原告は金を必要としていたし、つねに金をほしがっていたのである。

署名 H.Penn

資 被告は証拠を提出することを辞退した。

このうち原告は証拠を裁判所に提出した。

事実認定

一八七〇年四月一日に被告によって与えられた権限のもとで、原告は Schmidt Spain 社と被告の間において論争中か係争中の論点について被告の代理を務めた。そして原告がその責任に委ねられた事柄において、被告の利益を擁護するために勤勉でなかったとか、保証をしなかったことを示す証拠はなにもない。原告にはそれゆえ公正な報酬請求権がある。この報酬額を決定する文書は存在しなかったようだが、被告から原告あての一八七〇年五月一八日付の手紙(文書表示G)におけるその旨の口頭の合意に関する被告の言明が、上記の報酬額の決定の存在を裏付ける。一八七〇年七月一日に原告が受け取った六二圓兩が、被告あての原告からの五月二五日付と六月六日付の二通の仮見積書に対する支払いとして送金されたと推測すべき理由は十分にある(文書表示M)。費用についての原告の請求はいかなる領収書や証言によっても支持されないばかりでなく、訴

状の冒頭における請求額と、原告の証言において主張された合計額との間にはかなりのひらきがある。

判決

裁判所はそれゆえ被告は原告に一〇〇ドル及び訴訟費用を支払うべきだと判決する。

署名 James J. Enslie

副領事にして領事代理兼裁判官

兵庫大阪英国領事館の印

最初の訴訟 五ドル五〇セント

訴答 二ドル

再審命令 一ドル

再審 二ドル

計一〇ドル五〇セント

(6) W. Melville & Allen Ross

No 25 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七一年一〇月一七日

女王陛下の副領事にして領事代理の J.J. Enslie 様の前で

W. Melville
vs
Alen Ross } 九九ドルの賃金支払い

被告は請求を認めず。

W. Melville は正式に宣誓した。九月一日頃に私は被告に雇用された。それ以後月末まで働き、Ross 氏は月給を一〇〇ドルに上げて、私を職工長に言った。今月の一四日にいって Ross 氏のところで働き始めてからまる一月になると私は主張したい。月の終わりにいって賃金は七五ドルになる。大阪にいる間の費用として残額を請求したい。

被告は反対尋問を辞退した。

裁判所に対して。両方の場合に契約はいずれも口頭でなされた。費用というのは私が大阪を去った昨日にいたるまでの一週間分のまかない料である。日曜日に賃金の支払いを被告は拒否したので被告のところを私はやめることになった。

署名 W. Melville

F. Anderson は正式に宣誓した。Ross 氏が原告を職工長に任命したといっているのを私は記憶しており、Ross 氏と原告

以外の誰れからであっても命令を受けてはいなかった。原告が職工長として認められていたことを私は知っている。原告が職工長として月に一〇〇ドルの賃金を受けるといふことは Ross 氏が私に言った。

原告は証人の反対尋問を辞退した。

署名 F. Anderson

Alen Ross は正式に宣誓した。Melville 氏の主張は正しいけれども、日付は不正確である。

原告に対して。あなたが六五ドルを支払いたいという私の提案を了承するならば、神戸へ行かなくてもすむのだということを私はあなたに話した。

裁判所に対して。九月一二日に Melville 氏を雇い、不服従と職務怠慢を理由として一〇月八日に同氏を解雇したのである。職工長としての勤務中一貫して Melville 氏はしらふであったことはない。すなわち酔っぱらいであって従順でないということを理由として私は同氏を解雇したのであった。Melville 氏の給料を月一〇〇ドルにひきあげたけれども、同氏は私の仕事をきぼったので、同氏は一〇〇ドルの月給に値しないとみなすにいたったのであった。Melville 氏が私のもとへきてやめたいと言ったのは、解雇後のことであつた。

署名 Alen Ross

C.H. Barton—Ross 社の社員—は宣誓して供述した。原告は職人として月七五ドルの賃金で九月に被告に雇用された。雇用されたときの正確な日付は覚えていない。そして一〇月八日に原告はやめたのである。雇用期間中ずっと Melville 氏の賃金は同一であったと私は思う。仕事を適切に運ばなかったから、そういう勤務状態を理由として Melville 氏は解雇されたのであった。また同氏は勤務時間中に一度か二度酒に酔っていたこともあった。

原告に対して。原告が到着した翌日、私は原告の賃金の額について知らされたのである。あなたが被告の職工長であるとは気がつかなかった。あなたはきちんと働いたことはなかった。二度にわたってあなたは自分がなにをやっているか気がききえしなかったのである。このことがいつのことであったかは正確には言えない。あなたは職人としてはいいと思っているが、私は勤務中に酒に酔ったということはない。Ross 氏の地位について私は何かを言ったということは決してない。あなたがいつ解雇されたかは記憶にない。あなたが被告を詐欺師でありにせぬ者だと呼ぶのを聞いた。Ross 氏があなたを解雇した方が、あなたはやめたいと言うよりも前であったと私は考えている。

裁判所に対して。使用人の雇用や解雇に関する件で Ross 氏が私に相談するようなことはない。一度原告が酔っていたのを見たことがある（一度であるとは私は思う）。これは仕事場の中でのことであった。そのとき原告は勤務中であるにもかかわらず酔っていたので作業をすることができなかった。私は Ross 社の出資組合員である。

署名 C.H. Barton

判 決

原告に支払われるべき賃金は

一八日間は、月に七五ドルとして四五ドル

八日間は、月に一〇〇ドルとして二六ドルの計一七ドルで

ある。

訴訟費用は三ドルである。

署名 James J. Enslie

副領事にして領事代理兼裁判官

兵庫大阪英国領事館の印

(7) T. Scott vs Alen Ross

No. 26 民事

T. Scott vs Alen Ross

二十九ドルの請求

被告はこの請求を認めず。

T. Scott は正式に宣誓した。一〇月五日から一六日までの一二日間を賃金月額七五ドルの約束で私は Alen Ross に雇用された。雇用契約は口頭でなされた。現在私は Ross 氏には雇われていない。やめろと言われただけであつてその理由は与えられなかつた。

署名 T. Scott

W. Melville は正式に宣誓した。あなたが追い出されるまで Ross 氏に雇用されていたと私は信じている。解雇の理由については心あたりがない。

署名 W. Melville

Alen Ross は正式に宣誓した。神戸から Scott を連れてきて、彼には旅費を支払ったのである。Scott は作業をすることもなく酔っていた。往復の旅費として五ドルを支払ったのである。

署名 Alen Ross

判決

請求どおり原告に賃金を支払え

訴訟費用は五ドルである。

(8) D. Harman vs Alen Ross

№ 27

D. Harman vs Alen Ross

九〇ドルの請求

被告はこの請求を認めず。

D. Harman は宣誓した。月七〇ドルで私は雇用された。雇われてから一月にならない内に、作業場を出るように命令された。何故作業場を出るように命令されたのか私は訳を知らない。作業場を出ていくように命令されたのは先週の月曜日であつた。雇われたのは九月一六日であつた。

署名 D. Harman

Alen Ross. Harman の解雇理由は、彼が日曜日に酔つ払つてゐるのを私が見たからである。月曜日に解雇した。日本の役人の前で Harman が酔いつぶれてベンチの下にゐるのを私は見た。

署名 Alen Ross

判決

料

原告に対し被告は、月額にして七〇ドルの賃金、すなわち二
四日分の五六ドルを支払え。

訴訟費用は三ドルである。

資 ⑥ T. Anderson vs Alen Ross

No. 28

T. Anderson vs Alen Ross

請求は七五ドルである。

被告はこの請求を認めず。

T. Anderson は正式に宣誓した。九月二三日に雇われて先
週の木曜日に私はやめた。Ross 氏は作業場にやってくるまで私を
侮辱したのである。それで私はやめたのである。二日間 Ross
氏に会わず、休んでいたことがあった。今回で彼が私を侮辱し
たのは二回目であった。神戸で雇われたのであるが Ross 氏お
よび Melville ともどもにやってくる。

署名 T. Anderson

Alen Ross は正式に宣誓した。右において述べられた件に
ついてはそのとき私は当地にいなかったたのである。外から戻っ
てきたときに Anderson が鍛冶場において私の所有する鉄を台

無しにしているのを発見したのであった。彼は酔っていた。前
にも彼は酔っ払っていたことがあったので、彼を解雇したので
ある。九月二日から一〇月二日まで私は彼を雇っていた。

署名 Alen Ross

判決

被告は原告に対して請求どおりに賃金を支払え。

訴訟費用は三ドルである。

署名 James J. Enslie

兵庫大阪英国領事館の印

裁判所は以上の四件の訴訟の全額を裁判所に提出せよと命令
する。そのうち半額は二二日に、残りは二八日に提出せよ。

⑦ Regina vs Warburton

警察 No. 3

女王陛下の地方裁判所

兵庫一八七一年一〇月一九日

Regina

vs

W. Warburton

暴行

女王陛下の副領事にして領事代理の J.J. Enslie 様の前へ

(原告取下げ)

- 注(1) 当時の兵庫大阪の英国領事は、Abel J. Gower であつた。
- (2) 南アメリカ、アフリカ、オーストラリアなどの海岸または島で産する海鳥の糞などが堆積して固まつたもの。窒素及び燐酸石灰を含み、燐酸肥料の原料。グアノ。(『広辞苑』より)
- (3) 日本人。「多声」と表記するのであろうか。
- (4) 日本人。「新三」「新造」その他多様な表記が考えられる。
- (5) picul。「主として海運で大貨物の重量を示す単位。中国沿岸から始まり、東南アジアの海運に慣行の単位で、一ピクルは六〇キログラム、わが国の一〇〇斤(一六貫)に当る。一トンは一五ピクルで二〇〇〇ポンド。」「『広辞苑』より)
- (6) catty。約〇・六キログラム。一・五ポンド。
- (7) 対州。対馬藩のことと考えられる。廃藩置県はこの年の七月に断行されたばかりであつて、訴訟の原因となつた取引きは廃藩置県以前に行なわれた。
- (8) 秋田の岩崎佐竹家のことと思われる。
- (9) 不明。
- (10) Oriental Bank Corporation のことである。
- (11) このときまだ日本の暦は旧暦であつた。
- (付記) 本稿は、昭和六一年度大阪経済法科大学研究補助金助成による研究成果の一部である。

執筆者紹介

山戸嘉市 大阪経済法科大学 名誉教授(海 法)

西牧駒藏 同 助教(民 法)

橋本久 同 助教(日本法制史)

岩村等 同 講師(近代法制史)

(執筆順)